

○ コロナを恐れる中働いた「利用者」への慰労金

就労支援施設でコロナ禍の中働いた人への慰労金があるそうですが
コロナを恐れる中働いた「利用者」への慰労金はまだですか？

(2020年8月)

(回答)

国の令和2年度第二次補正として計上されております新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金は、新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員やそれ以外で施設・事業所の勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対して支援するものです。

お尋ねをいただきました障害福祉サービス施設・事業所等の利用者に対する慰労金については、現在のところ、国において支援制度が設けられていないことから、本県においても対応しておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【福祉局障害福祉課】

○ コロナ感染患者のペット預かり事業

先日、横須賀市でコロナ感染患者が入院時に預け先が見つからない場合の犬と猫の預かりが始まりました。

東京都や福岡でもすでに同じような取り組みが行われています。愛知県では現在緊急時に預かり先を探しておくようにだけ指示されておりますが、現実的には感染の恐怖からなかなか知り合いでは見つからず、動物病院やペットホテル、ペットシッターなどの企業には主に指定感染症の危険の面から断られどこにも預け先はありません。結果的にペットのために感染しないよう神経を削って自主的に厳しい自粛をしているペットの飼い主は多いです。万が一の時に預け先があるという安心感だけでだいぶ心強く、外に出て経済を回す気になれると思います。

どうか愛知県でもこのような取り組みをぜひお願いします。

(2020年10月)

(回答)

この度は、県政への御提言をいただき、ありがとうございました。

愛知県では、ペットの飼い主が新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合などに備え、飼い主の責任のもと、日ごろから家族や知人など預かり先を探していただくよう、愛知県動物愛護センターのホームページ等で啓発を行っています。

もし家族や知人などで預かり先がない場合にはかかりつけの動物病院やペットホテル等を探すようお願いしています。同じく愛知県動物愛護センターのホームページにペットホテル等、第一種動物取扱業の登録状況について掲載していますのでご参考ください。

更にご相談がある場合には、生活衛生課獣医衛生・動物愛護グループにお電話にて個別にご相談いただきますようお願いいたします（電話番号052-954-6298）。

いただきました御意見につきましては、今後の動物愛護管理業務の取組の参考にさせていただきます。

【保健医療局生活衛生課】

○ 行きたくなるような魅力ある図書館を

愛知県には図書館がいくつかありますが、正直、わたしには魅力を感じません。

私が留学していたカナダのカルガリーという街にはセントラルライブラリーという大きな図書館がありました。図書館が建てられる前はとても治安が悪くホームレスの溜まり場だったそうです。しかし政府がそこに大きく綺麗な図書館を建てたことによりとても街が活性化したように感じました。学校帰りどこ行く？図書館に行こう！となるくらいすごく素敵で自然と学生が行き勉強しているような環境でした。

日本の図書館というのは少し堅苦く机と本棚と本が沢山あるイメージしかありません。足を運ばない学生も多くいると思います。私は愛知県が大好きなので愛知に、つい行きたくなるような、本を通して他の方と交流ができるようなそんな図書館を作っていただきたいです。大好きな愛知がもっと他県の人に愛されるようにその第一歩としてぜひお願いいたします。

(2020年10月)

(回答)

愛知県図書館では、1階エントランスに「Yotteko (ヨッテコ)」という学校・

会社帰りに「気軽によつていこう」と思える場所をイメージした空間を作りました。Yotteko では、普段グループ学習やディスカッションにお使いいただいている他、様々な企画展示・イベントを行っています。

これからも事業内容や広報の充実に努めて、魅力ある図書館を目指していきたいと考えております。

【県民文化局文化芸術課】

○ 新型コロナに関して

新型コロナの影響による緊急事態宣言で、飲食店の営業時間短縮要請に対し、1日6万円もの協力金が支払われています。しかし、我々イベント業者は新型コロナ上陸にともない直ぐにイベント制限や自粛要請があり、この1年延々と続いており、今も解除されていません。

それに対し、この1年、1度たりとも協力金が支払われた事はありません。

これでは営業妨害でしかなく、次々と関連業者が廃業に追い込まれています。

県から政府に対し、イベント業者への協力金を支払うよう要請して下さい。対象としてはイベント企画会社、アーティスト関連事務所、パフォーマー関連事務所、固定店舗の無いキッチンカーや屋台、ホール等です。

(2021年3月)

(回答)

愛知県では、政府に対し、全国知事会議や菅総理とのWeb会議の場などを通じて、以下の内容を要望してきました。

- 飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。
- ついては、一時支援金について、支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和など、大幅な拡充を図るよう、強く求める。

その結果、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」という制度が、3月8日から申請受付を開始することになりました。

この制度の詳細は、以下の経済産業省 Web ページを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

<お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場 電話予約窓口>

電話番号：0120-211-240、03-6629-0479（IP 電話からはこちら）

受付時間：8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

【経済産業局産業政策課】